

書評

有馬斉著

『死ぬ権利はあるか——安楽死、尊厳死、自殺補助の是非と命の価値』

(春風社、2019年)

江口 聡

1. 「人格の尊厳」論にもとづく自殺・安楽死・自殺補助の禁止

1-1. 『死ぬ権利はあるか』

有馬斉の『死ぬ権利はあるか』は、安楽死・尊厳死・治療停止をめぐる哲学的文献を中心によく調査されており情報量が多く、国内のものとしては画期的であると思われる。特に、哲学的な論点をよく調査してある点、およびたんなる議論の概説や紹介ではなく、有馬本人の哲学的・倫理的な判断が正面から主張されている点は非常に高く評価したい。また、はっきり強い結論（安楽死・尊厳死に対するかなり強い批判、慎重論、反対論）を出そうと試みていることも評価したい。さらには、国内の生命・医療倫理学の議論で扱われる問題だけでなく、現代の倫理学の基礎的な領域で扱われている理論諸問題にも取り組んでおり、日本の倫理学全体の発展に寄与することもまちがいない。

しかしながら、本書の議論は各章それぞれについて大きな問題があると思われる。価値ある業績なので詳細に検討したいが、今回は第6章のさらに一部にしぼる。有馬の反安楽死論の最終的で一番中心的な部分は、人間はカント～ヴェレマン的な意味で尊厳をもつので、その短縮は（例外をのぞいて）許容できないとするものである。今回はこれを批判的に検討する。

1-2. ヴェレマンの「尊厳」の議論

有馬が上記の問題を扱うにあたって大きく依拠するヴェレマン（Velleman 1999）によれば、合理的本性（rational nature）をもつ存在者としての人格（person, 人）は、他の存在者とは質的に異なる尊厳（dignity）をもつ。人格は、「尊厳」をもつので、その生命はできるかぎり維持されるべきであり、例外的な状況を除いて、自殺、安楽死、

治療停止などはできるかぎり避けられるべきであるということになるという。

ヴェレマンや有馬が用いる「尊厳」という概念は、他の論者たちと同様に、かなり曖昧なものであることを指摘しておきたい。有馬の解釈では、ヴェレマンの言う「尊厳」とは、ある存在者が、その手段的価値（道具としての価値）と、主観的価値（その存在者がその存在者自身にたいしてもつ価値）の両方を失なっても残る価値である（p. 460）。有馬はヴェレマンの「尊厳」を「内在的価値」と言いかえるが、単なる手段ではなくそれ自体がもつ価値、というだけではないだろう。

一般に、「尊厳死」「尊厳のある死」（death with dignity）といった言葉でもちいられる「尊厳」はおそらく、人間らしく、崇高で、美しい、といったさまざまな価値を含んだものであり、こうした「尊厳」は有馬たちの単なる「内在的価値」を示す用語法にはなじまない。多くの論者が用いる「尊厳」は、たしかに「内在的価値」、すなわち、手段としてではなくそれ自体で評価される価値であるだろう。しかし内在的価値がすべて「尊厳」と呼ばれるべきものであるかは不明である。

2. ヴェレマンへの二つの批判と有馬の擁護

さて、有馬の戦略は、ヴェレマンのカント主義的な尊厳の議論を直接に擁護し根拠づけ敷衍するというよりは、それに対する批判から防衛することによって「擁護論が現時点で批判と比べて優位にあるか、あるいはすくなくとも拮抗するものであること」を示して間接的に擁護するというものである。有馬が検討するヴェレマンに対する批判はふたつ、人間以外の動物など、人格ではない存在者に対する我々の道徳的義務に関するものと、生命短縮措置の許容可能性に関するものである。それぞれその擁護はうまくいっているだろうか。

2-1. 人格の価値と利益の価値

ここでいったん、合理的本性をもつ人格の尊厳なるものに敬意を払うことが必要だということは認めるとしよう。しかし、人格でないといわれている存在者（豚、牛、鶏、胎児、脳死者など）にたいしても我々はある種の道徳的な配慮をおこなう

義務があると一般に考えられている。では、人格と非人格のあいだにはどのような道徳的地位の違いがあるのだろうか、またその理由はなんだろうか。つまり、人格には内在的価値（尊厳）があり、動物にはないとするれば、それはなぜだろうか。

ヴェレマンが、人格には内在的な価値があると考える理由の一つは、もし人格が手にいれるなものに手段的価値があるならば、その価値の根拠づけのどこかで人格の内在的な価値に訴えざるをえないからである。有馬の説明はつぎのようになる。

ヴェレマンの考えでは、人格そのものに価値があるのは、その存在が本人を含むだれかの利益になるからである、と考えることもできない。もしもそのように考えたとすると、だれかの利益に価値があることを根拠づけるためにさらに他のだれかの利益の価値を持ち出さなければならなくなり、論が「問題のある後退（problematic regress）」をおこすからである……。結局、利益とは独立に、人格そのものに価値があると考えざるをえない。（p. 466）

しかしこれを動物に適用すると奇妙なことになる。我々にとって動物はペットや食糧その他の資源という手段として価値がある。また動物個体どうしにとって、おたがいは手段としても価値があるだろう。さらには、動物個体がそれ自身にとって価値がある、すなわち主観的価値をもつと考えることも問題はない。しかし、動物がもつ価値は、この手段的価値と主観的価値につきると言いきれるだろうか？ 我々はその利益に配慮しなければならぬのは、動物が内在的に重要だから、内在的価値（尊厳）をもつからだ、と考えてなら問題がない。実際のところ、有馬もこれを認める。

……ヴェレマン倫理学では、人格以外の動物にもそれなりの内在的価値がある。この価値にたいする配慮が、人格の尊厳にたいする敬意とは別に、もうひとつの道徳的基準を定めるのである。（pp. 469-470）

しかしこれだけでは、合理的本性をもった人間あるいは人格が、他の動物とは別の「尊厳」と呼ばれる特別な地位をもつことはまだ説明できていない。人格が「尊厳」なる内在的価値をもち、その合理的本性の発揮の基盤となる生命を維持するべきであるのは認めるとしても、一方で動物も内在的価値をもち、しかしそれにもかかわらずそれを殺して食べてよいのだとすれば、いったい内在的価値や尊厳といったものがなんであるのか私にはよくわからない。ここからわかるのは、おそらくヴェレマンの「尊厳」は「内在的価値」よりも豊かな意味を含んだ複雑な概念であるだろうし、また「人格の尊厳の尊重」は「人格の基盤となっている生命の維持」以上のものを含んでいるだろうということだ。そして有馬はそれを説明しそこなっている、ということである。

このように、「人格の利益が重要なのは人格が重要だから」「動物の利益が重要なのは動物が重要だから」といった考えかたには、そもそも奇妙なところがある。有馬も紹介しているように、サムナーはヴェレマンを批判して、「動物の利益が重要なのは動物が重要だからだ」とするより、「動物が重要なのはかれらに福利があるからだ」と考えるべきだという（Sumner 2011, pp. 83-84）。有馬はこの批判に対し、次のようにいう。

これらの再批判は、すこし検討すれば、ヴェレマンの主張に決定的な誤りがあることを示すものとはおよそ思われなことが分かるだろう。因果関係を逆転させて考えるべきだと断定するサムナーは根拠を述べていない。とくにヴェレマンは、人格の場合についてはあるものの、逆転が議論の「後退」を引きおこすと論じていた。サムナーの再批判は、猫でも同様の後退がおきるというヴェレマンの抗議を予期したうえでそれを超克するものでなければならないはずである。（p. 471、強調江口）

ここで有馬は動物の福利や、動物に対する道徳的配慮の義務などに関する議論を十分に検討して見るべきだと思われる。有馬には論敵の論証を過剰

に捨象して軽視する傾向があるように思われる。一見したところ論敵に論拠が足りないと考えられるならば、有馬自身がそれを補ってから論じるべきだ。そして実は有馬が言及していない部分でその論敵たちが十分に論拠を提示していることが少なくないように私には見える。その一例として、有馬が十分明確にしていないサムナーのヴェレマン批判の該当箇所を訳出しておこう。

我々が福利 (well-being) つまり〔自愛の〕思慮 (prudence) にかかわる価値をパーソン以外にも拡張するとすれば、ヴェレマンが二つの価値の間の説明の順番をたがえていることがはっきりする。動物の福利が重要なのは、その動物が重要だからではなく、その逆である。動物が重要であるのは、それが福利をもつからである——つまり、動物は害されたり益されたりするからである。これが、なぜ動物が重要であり、石や山はそうではないかの理由である。同じことは人々についてもなりたつ。人々の道徳的地位は、同じように、彼らがうまくいったりいかなかったりする生活 (life) をもっているという事実依存している。問題の道徳的地位——もしそう呼びたければ「尊厳」——は、その生活の思慮にかかわる価値から独立のものではない。むしろ、道徳的地位は、そうした価値に依存するもの (conditional) なのである (Sumner 2011, pp. 83-84)。

このような箇所での、サムナーの指摘の意図は私には明確である。

- ・我々 (の多く) は、少なくとも感覚のある動物には、感覚のない生物や非生物とはちがう道徳的配慮が必要であると考えている。
- ・動物を他の感覚のない生物や非生物と区別するものは、感覚や欲求をもち、それによってそれらが利害をもつためである。
- ・おそらく我々はそうした利害をもつか否かを、道徳的配慮が必要な存在者とそうではない存在者の区別にもちいている。

- ・したがって、利害の有無がその存在者の道徳的地位を大きく分ける根拠である。(もちろん他にもあるかもしれないが、それぞれ論証しなければならない。)

つまるところ、我々が人間には犬や猫にたいしてなんらかの道徳的義務があると云おうとする前に、まずは犬や猫の道徳的地位が石ころや新聞紙とは違うことを認めているのであり、我々はその違いの根拠はなんであるのか、ということをはっきりさせねばならないのである。私もサムナーと同様に、まさに犬や猫や豚や牛は感覚と欲求をもつから利益をもつのに対し、石ころや新聞紙はなんの感覚も生命もなく利益をもたないからだと答えたい。だからたんなる楽しみのために石ころを蹴りとばしたり、新聞紙をカッターで切り裂いたりしても問題ないのだ。

人間は、たしかに犬や猫に比べれば理想的な場面では「合理的」「理性的」に考える能力をもっているかもしれない。しかしそれは潜在的にそうであるにすぎない。我々は一般には不合理な判断をくだし不合理な行動をとるものであり、また不道徳な判断をくだし不道徳にふるまっている。では、いったい「合理的な本性」とはなんであるのか？ 犬や猫と我々との合理性とやらの違いは、たんなる程度の差ではないのか？ それは生物学的な基盤をもつものなのか？ もし我々が犬や猫と共通にもつ脳やその他の生物学的な基盤を離れた能力だとしたら、いったいどういう能力なのか？ そして我々が (犬や猫と比較して相対的に) 合理的な存在者であることをやめたとき、我々は犬や猫と同じように扱われるべきなのか？ こうした問いにある程度こたえずに、人間や人格の特殊な道徳的地位を主張することはできない。こうした議論は、現在生命倫理についての議論をおこなおうとする上ではごく基本的なものであると私は信じているため、サムナーらの批判が十分強力なものではない、とする有馬には賛成できない。有馬はもっと批判に答えるべく努力する必要がある。

2-2. 「尊厳」が失われる時

有馬が検討するヴェレマンへの第二の批判は、

カム (Kamm 1999) やマクマーン (McMahan 2002) らによって提出されているもので、ヴェレマンの主張する人格の内在的価値の議論によれば、積極的安楽死以外にも他の生命短縮あるいは意識喪失 (合理的本性の活動の喪失) につながる医療措置のほとんどが非難されることになるという含意をもち、そしてその含意は我々には受け入れられないだろう、というものである。こうした問題に対し、本書 [21-2] や [21-3] で有馬がおこなっているヴェレマン的議論に対する批判の解釈と、有馬のそれに対する再批判は細かい問題が数多くあるように見えるのだが、今回それに触れる余地がないので、一番のポイントだけを指摘する。

有馬が擁護するヴェレマン自身の批判に対する答は、彼の「人格の尊厳の尊重」のための生命維持の責務の議論には例外がある、というものである。そしてその例外は、(1) もはや合理的本性をもっているとはいえ存在者を殺すことは道徳的に問題があるとまではいえない、(2) 強い痛み等があり、意識がそれに集中してしまうほどである場合には、すでに合理的本性が失なわれているので、死ぬ／殺すことが正当化される場合がありうる、というものである (p. 473)。

現在のところ日本のみならず世界的に、終末的鎮静や生命維持治療の差し控えや中止そのものが法的・倫理的な議論の対象になっており、上のカムやマクマーンによる背理法的な論理をそもそも拒絶する人々もいるかもしれない。実際有馬は、こうした批判が説得的であるためには次のような条件が必要であると述べている。

第一に、生命維持に必要な医療の差し控えや中止があきらかに許容されるべきと思われる場合を、患者の容体等にかんして具体的な条件を挙げつつ、大勢の直観に訴えるしかたで、示されなければならない。また第二に、そうして示された許容されるべきことのある場合、前述のヴェレマンの例外に含まれないことを確認する必要がある。(p. 479、強調江口。)

有馬はおそらく、カムやマクマーンたちの背理

法的論法が、「大勢の直観」に依存するものだと考えているのだろう。しかしそうではない。このタイプの論法のポイントは、現在において人々や法廷が事実としてどう考えているかというところにはない。むしろ、論争に参加しているヴェレマンや有馬自身、あるいは我々自身がどう考えるか、我々は自分の立場を一貫して維持することができるか、というところにある。数多くある裁判や悲惨な事例において、有馬自身がいかなることがあっても合理的本性をもつ存在者の尊厳と存続が優先されるべきであり、その存在者の利益と比較衡量されるべきではない、と言えるのかどうかたしかめてみるべきだ。

また、有馬はヴェレマンが提案している例外の重要性をはっきり考えてみるべきだった。けっきょくのところ、ヴェレマンは、尊厳をもつ人間から合理的本性なるものが損なわれたとき、あるいはそれをもはやもたないと考えられるときに、そうした存在者がその存続を維持するためにどの程度努力されるべきかは述べていないのである。それどころか、ある人格が、自分自身の尊厳を毀損するようなふるまいをとりかねないときには、その存在者を破壊することまで許容されると述べている。印象的な一節を紹介しておこう。

ある人格が生命と尊厳の両方を維持することができない場合には、彼の死はたしかに道徳的に正当化されるかもしれない。人は次のようなことが時に許されるし、責務でさえあることがある。つまり、もしその尊厳ある対象 (objects) が、そうでなければその価値に反するようなしかたで墮落してしまうような場合にそれを破壊 (destroy) するといったことである。たとえば遺体を墓地に埋めたり火葬したりすることは、それがかつてあった姿に反する姿にならないようにするための責務である。図書館員はぼろぼろになった本を破壊する——そして儀礼兵はぼろぼろになった旗を破壊する——、それはその対象に内在する尊厳に対する敬意からである。(Velleman 1999, p. 617)

遺体や旗の「尊厳」といったことが言われていることから、ヴェレマンの「尊厳」が実はたんなる「人格がもつ内在的な価値」などではないことも明白だろう。ここでのヴェレマンの「尊厳」は、たんなる「内在的な価値」などではなく、おそらく、主体にふさわしい丁寧な取り扱いを要求するような価値である。合理的本性をもった人間は、生命を大事にされるだけでなく、犬猫などの動物とははっきり違う扱いを受けるべきだ、また判断力をもった成人は、なにもできない赤ん坊とは違う扱いを受けるべきだ、という確信が背景にある。

さらに、ヴェレマンがここでほめかしていることが人間に適用したときにそれが何を意味するかも明白だろう。ヴェレマンの議論は、実は、本人が「合理的な本性」なるものを発揮できなくなるような状況では安楽死その他を許容するような議論なのである。それどころか、人が、生物学的な衰えによって、「尊厳」を失なうような状況におちいりそうならば、本人はおろか、他人がそれを破壊することを場合によって推奨し義務であるとさえ考えるような議論なのである。有馬はヴェレマンの「例外」の議論を援用することで、回復の見込みのない遷延性意識障害の患者と、きわめて強い痛みがあり合理的本性が損なわれるような場合のみ、安楽死・治療停止・自殺補助などが許される、と主張したいように見える。しかし本来は同時に、遷延性意識障害をわずらう人だけでなく、もはや合理的本性なるものを失ってしまった状態の人々、そしてもともとそうした本性をもちえない人々に対する同じ処遇をも認めざるをえないはずである。典型的にはこれには認知症の患者、重度の知的障害者、重篤な脳障害を負った患者などの一部該当する。有馬がヴェレマンの議論に依拠するのであれば、そうしたことをなぜはっきり認めないのだろうか。

本章で有馬は、ヴェレマンの議論は有望であり、有馬自身がそれに対する批判に答えることによって十分維持できる立場だと主張しようとしている。しかし結局、最初に指摘した「尊厳」概念が曖昧で未説明であるのに加え、合理的本性なるものがいかなるものであり、人間がそれをもつことがなにより人間に特別な地位を与えるのかを説明

しておらず、さらにはヴェレマンの議論は有馬が求めているような強い自殺・安楽死・自殺補助等の禁止論の助けにはならない。有馬によるヴェレマン解釈ではせいぜいのところ、安易な自殺や安楽死や自殺補助は不合理であり非常に危険でありまた尊厳に反する、というほとんど誰もが認めることしか説明しない。

最後に一言述べれば、ヴェレマンの議論は典型的な「パーソン論」であり、またそのなかでも「パーソン」の範囲をかなり狭くとするタイプであるにもかかわらず、本書では妊娠中絶や安楽死に関係して国内外ですべておこなわれていた「パーソン論」を批判する議論がまったく参照されていない。おそらく、有馬は人間以外の存在者や、合理的な本性なるものをもっているかどうか不明な人々にたいして十分関心を払っていないからだろう。しかし生命倫理学はもはやそうした関心のありかたではやっていくことはできない。

文献

- Kamm, F. M. (1999) "Physician-Assisted Suicide, the Doctrine of Double Effect, and the Ground of Value," *Ethics*, Vol. 109, No. 3.
- McMahan, Jeff (2002) *The Ethics of Killing: Problems at the Margins of Life*: Oxford University Press.
- Sumner, L. W. (2011) *Assisted Death*: Oxford University Press.
- Velleman, J. David (1999) "A Right of Self-Termination?" *Ethics*, Vol. 109, No. 3.
- 有馬 齊 (2019) 『死ぬ権利はあるか: 安楽死、尊厳死、自殺補助の是非と命の価値』、春風社。

(本論は京都生命倫理研究会での合評会レビューの短縮版である。長いバージョンは<https://yonosuke.net/eguchi/wp-content/uploads/2019/06/arima2019.pdf>を参照せよ。)